

小笠原長行と「公議」 ——唐津統治期を中心に——

奈良 勝司*

はじめに

本稿は、幕臣小笠原長行を素材として、幕末期における公議論の実態と特質を検討するものである。「公議」とは、近世政治社会における統治者を意味する「公儀」¹⁾という言葉に代わって、幕末期、特に嘉永六年（一八五三）のペリー来航時にアメリカ国書への対応が巷間に諮問されて以降、言路洞開状況のもとで広く用いられ、一般化した言葉であった。「公論」という表現が使われることもあり、²⁾ また多数意見を意味する「衆議」とも密接な関係をもっていた。「公儀」と「公議」は同音（コウギ）であるが、字面を見ればわかるように、旧来の「公儀」が人的結合や身分制に強く規定された概念であったのに対し、新たに台頭した「公議」は個々人の言説や行動様式に依拠するものであった。そのため、近世社会が大きく動揺するなかで、身分制のもとでの弱者や在野勢力が自らの意思を国政に反映させる有効な武器となり、急速に政治社会に普及することとなったのである。³⁾

研究史の点からいえば、古典的な研究が主に法制史の観点から近代議會制の淵源を近世末期に求めてきたのに対し、⁴⁾ 近年では「公議」自体が明治維新の核をなす基幹要素の一つと位置づけられ、その解明が試みられている。⁵⁾ ただし、対象という点では、今までの研究は主に当該期の「反幕」勢力に焦点を当ててきた。⁶⁾ 議會制度史研究がその根底に近代民主主義の淵源遡及という目的を持っていた以上、維新の敗者で「封建的反動勢力」とされた徳川

* 韓国・漢陽大学校国際文化大学日本語文化学科助教授

政権に「公議」の要素を見出す観点が乏しかったのは、ある意味当然であったといえよう。また近年の研究でも、基本的には近世の権力構造に風穴をあけて政治参加枠を拡大する観点から「公議」は評価されており、為政者であった徳川政権には目が向けられていない。さらには、残された史料の絶対量が少ないという問題も状況を規定してきた要因の一つである。

しかしながら、幕末に「公議」や言路洞開の実践が試みられたのは、なにも「反幕」側に限られた話ではなかった。特に戊辰戦争期においては、江戸の公議所やいわゆる奥羽越列藩同盟、および箱館の榎本武揚の政府など、旧幕側にも「公議」実現に向けた動きが存在したことがこれまでの研究で指摘されている。⁷⁾ もっとも、戦争という極限（例外）状況下での動向は、それがどれほど計画性にもとづくものであったのかという疑義も生んできた。

そこで、本稿では当該期の著名な幕臣で、若年寄や老中などを歴任した小笠原長行に焦点をあてる。彼は上記の戊辰戦争の全過程に関与していたが、幕末政局を通して見れば、徳川政権の主要閣老の一人として存在感を放った人物であった。しかし、政治史の文脈では比較的著名とはいえ、他の多くの幕臣同様、彼本人を扱った本格的な研究はこれまでなされてこなかった。当該期の政治過程実証において副次的に言及される⁸⁾ 他は、戦前にいくつかの伝記が存在する程度である。⁹⁾ むしろ戦後歴史学の文脈においては、彼はいわゆる「半植民地化の危機」論のキーパーソンの一人と見なされ、文久三年（一八六三）の武装上洛事件の首謀者としてその「買弁性」の度合いが論じられてきた。¹⁰⁾ 要するに、これまで彼は開国派幕臣の代表格として、¹¹⁾ 対外関係（姿勢）の文脈において僅かに注目されてきたに過ぎなかった。

しかし、筆者は彼の略伝に「公子の唐津に臨み、直接民治に当られたる三年の間、屢論達を発して言路を開き」という記述が存在することに注目したい。¹²⁾ 実は彼は、唐津小笠原家当主の長男に生まれるもまもなく廃嫡され、長い部屋住み生活の過程で学問を鍛えた後に、三〇年以上もの歳月を経てから世子に返り咲いて閣老に抜擢されたという、数奇な経歴を持っていた。大

名家の血筋を持ちながらも、むしろ実力によって自らの道を切り開いた点で、政治社会の正当性の尺度が「公儀」から「公議」へと移り変わる時代を象徴する存在であった。そして彼は閣老になる前の三年間、義父（現当主）の名代として領地の民政を担っていた。本稿では、これまで研究史上においてはほとんど注目されてこなかった長行の唐津統治期に注目し、当該期の彼の施策の分析を中心に、その「公議」との関わりを検討する。¹³⁾

基本史料は、東京大学史料編纂所蔵の「小笠原長行日記」「小笠原長行手記」、および伝記類を用いる。前者は往復書簡や達書の控え、雑記体の日記や備忘録で、全三〇冊以上に及ぶ。¹⁴⁾ 本稿は当史料をふんだんに用いた初の本格的な研究成果でもある。また、伝記類、なかでも長行の息子で海軍中将等を務めた小笠原長正の手による『小笠原壱岐守長行』¹⁵⁾ は多くの史料も収録した本格的な内容であるが、典拠が示されていないこともあって、今まで十分には活用されてこなかった。しかし、筆者の照合の結果、記述が「日記」「手記」の内容と合致しており概ね信用に足ることが確認できた。そこで本稿では、「日記」「手記」の内容を適宜伝記で補足する形をとる。¹⁶⁾

第一章：生い立ちと世子就任の経緯

第一節：廃子と擁立運動の失敗

小笠原長行は、文政五年（一八二二）五月一日、肥前唐津城内で小笠原長昌の長男として誕生した。幼称は行若、後に敬七郎、諱も世子になるまでは長若であったが、本稿では長行で統一する。母は元の唐津侯であった水野忠光（左近将監）の次女であり、天保改革を推進した水野忠邦の妹にあたる（水野は長行の外伯父にあたる）。彼の人格形成にも関わると思われるので、以下壮年期に至るまでの過程を、伝記類をもとに概観する。¹⁷⁾

小笠原家はもともと奥州棚倉に領地を持っていたが、小笠原長昌（主殿頭）の代の文化一四年（一八一七）、肥前唐津に転封になった。その五年後に長

行が生まれるのだが、文政六年長行が二歳の時、長昌が江戸で死去する。この際、後述する理由から後継には庄内酒井家から当主の弟が養子として迎えられ、長泰として襲封した。しかし間もなく病にかかったため、小笠原家では一族から長昌の外甥を迎えて長会とした。この過程で長行は嫡子としての資格を剥奪され、廃子となって後継候補から外れた。¹⁸⁾ 恐らく、長行が一定の資格を持ち続けたままだと一族から迎えられた長会の立場が不安定になる恐れがあるため、家臣団の中で懸念が生じたのであろう。しかし、これで問題は解決しなかった。長会もまもなく亡くなってしまい、郡山松平家から長和を迎え入れるものの、長和もまた天保一一年（一八四〇）に死去したため、今度は信州松本の松平家から入った長国が跡を継ぐことになったのである。長行にしてみれば、出生直後の実父の死を皮切りに、二〇年足らずのあいだに立て続けに四代にわたって他家（そのうち三人は他大名家）から養子が迎え入れられ、藩政はめまぐるしい変遷を遂げたことになる。

では、そもそも実父の死去時になぜ長男の長行は襲封できなかったのか。それは、唐津小笠原家が担った地政学的な責務と関係していた。九州北西部に位置する同家は、島原松平家と共に一年に一度長崎を巡視することになっていた。当地の譜代大名として、外様大名家（佐賀鍋島・福岡黒田）による警衛を当主自ら監督することが求められたのである。そして、幼年ではその責に堪えがたいため、両家の当主は一七歳以上であることが定められていた。しかし、父の死去時に二歳であった長行は、当然この規定に抵触する。したがって、長行の襲封はそのまま小笠原家の再転封を招きかねないものだったのである。遠く離れた奥州棚倉からの移動で疲弊した同家にとって、わずか数年での再転封は藩財政の側面からも問題が大きく、何としてでも避ける必要があった。長行が廃嫡された裏にはかかる事情が存在したのであり、彼は唐津城内の屋敷でひっそりと生活することになった。¹⁹⁾

もっとも、この間に長行の周辺で何も動きがなかったわけではない。天保四年、長行が一二歳になったことを機に当時の当主長会の養子として復帰さ

せるべく、長行の叔父で執政を務める小笠原長光（修理）や家老百束持雄らが長行を伴って江戸に登り、老中水野忠邦への周旋を行っている。前述のように水野は長行と親戚関係にあり、その筋からの影響力が期待されたのである。一七歳にはまだ足りなかったが、その点は「行若様御取廻しは、随分御拾七之御様子にも被拜見へ候半」「御拾七之所に而、惣而無御故障押通り候様仕度」と、ごまかすことが可能と判断したようだ。²⁰⁾ この史料は江戸で工作にあたる長光ら宛の国許家老書簡からの引用であるが、筆者は同じ書簡の中に以下のような記述があることに注目したい。

只々御血脈に而被為継候御義、御家之御専要、且つ御先代様へ被為対候而も重ね々之御養子と申、旁他より御貫請被成候義は宜義とは不奉存候、此表惣家中之者も御血統之所を存含居候而、御養子之義は不宜義と心得可申事と被察候義に御座候²¹⁾

ここには、長行がもつ血統へのこだわりが見てとれる。養子に家督を継がせる方針が決まった後も、家臣団の中には血統重視の文脈から長行を支持する流れが存在し、それが彼の支持基盤となっていたのである。しかしながら、結果的にはこれは失敗に終わった。水野忠邦が小笠原家の要請に協力しなかったためである。はっきりとした理由はわからないが、上述の書簡では「水野越前守様、御深切には思召候得共、御役家故却而御世話難被進との御義」と述べられている。²²⁾ 当時水野は西ノ丸老中から本丸付への転身を図っているところであり、大御所徳川家斉と彼の側近がいまだ大きな影響力を持つなか、親族への肩入れは却って周囲から依怙最員との批判を招き、自身の出世に影響すると考えたのではないだろうか。そうだとすれば、血縁にもとづく長行の擁立工作は、その血縁を原因に失敗したということになる。

第二節：江戸生活と儒者ネットワークの形成

天保一三年（一八四二）、長行は江戸に登り、深川高橋にある藩邸（下屋敷）の中の背山亭と名付けられた屋敷（邸園は合江園）で、数人の侍者と共

に月一五兩の給養金で生活を始めた。彼の出府の直接のきっかけは判然としないが、義父の長国がそれまでの他の短命の養子とは異なり明治一〇年(一八七七)まで生きたことから、彼の健康面の資質が判断できた(すぐさま死去したり政務不可能になる可能性が低いことがわかった)時点で、いよいよ血統的側面からの長行の擁立工作が断念されたのかもしれない。

ともあれ、江戸に出た長行は松田順之(迂仙)・朝川鼎(善庵)に師事する一方で、他にも多くの儒者を自邸に招き、彼らと横断的なネットワークを作り上げた。その面子は羽倉用九(簡堂)・藤田彪(東湖)・川北重熹(温山)・安井衡(息軒)・塩谷甲蔵(宕陰)・野田逸(笛浦)・藤森恭助(弘庵)・斎藤馨(竹堂)・田口文蔵(竹州)・西島輓(秋帆)らに及び、武芸では高島舜臣(四郎太夫・秋帆)・江川英龍(太郎左衛門・坦庵)に師事した。天保改革の只中において第一線で活躍した人名が並んでいるが、なかでも安井・塩谷・田口らとは、長行が閣老となった文久期以降も交流が続いていることが史料から確認できる。²³⁾

こうした長行の活動は江戸で有名になり、本多正寛(田中藩)の弟正訥、秋月種殷(高鍋藩)の弟種樹(右京亮)と合わせて「三賢公子」と、また小笠原長武(安志藩)の子敬二郎と合わせて「小笠原二敬」と呼ばれたという。²⁴⁾そして、ペリー来航後は徳川斉昭に建白書を呈するなど積極的に時局への関心を示し続けた長行に対して、彼を改めて世子に据えようとする動きが活発化する。家中でこの動きを主導したのは、西脇勝善(多仲)・尾崎念(嘉右衛門)・大野右仲(又七郎)であり、個人的な知己においては塩谷甲蔵・安井衡・藤森恭助・田口文蔵・勝野豊作などであった。こうしたつながりを通して、大名家では松平斎裕(阿波)と松平豊信(土佐)に入説が行われ、効果を発揮した。

安政四年(一八五七)八月三日、小笠原家は長行を一門に列することを徳川政権に届け出て、九月一八日には彼を当主長国の養子とすることを申請、二一日に許可を受けた。長行は当時三六歳、一二月一六日従五位下に叙し、

図書頭に任ぜられた。長行が学問を通して築き上げた儒者ネットワークが、新たな擁立運動の核となったといえよう。

こうした江戸出府後の経緯は、政治路線的には対極の立場にありながらも、井伊直弼のそれとの親和性を感じさせる。彼も譜代名門の井伊家に生まれながらいったんは血統的な側面からの立身を事実上断念した後に、自邸を「埋木舎」と名付けて学問や武芸・芸能などに邁進した経歴をもつからである。²⁵⁾しかし、似た経歴を持ちながらも、直弼と長行のあいだには重要な差異が存在する。それは、直弼が人生の大半を国許で過ごして特定の侍講の影響を受けたのに対し、²⁶⁾長行は江戸で複数の儒者による交流圏を形成したことである。また、直弼が後継候補の相次ぐ脱落により、結局は血縁の論理で井伊家当主におさまり大老に就任したのに対し、長行は江戸での学問活動が高い評価を得てそこでのネットワークが擁立運動に直結し、その延長上に世子身分での閣老就任（後述）という前代未聞の抜擢を受けたことである。

唐津時代と合わせて考えれば、彼は大名家に生まれながら、血縁の論理に裏切られて苦渋をなめた後に、むしろ個人としての実力が評価される形で政治の表舞台に躍り出たといえる。本稿の問題意識に即していえば、貴種の出自をもちながら、「公儀」の側面では挫折を味わったものの、「公議」が力を持ち始めた時代状況のもとで頭角を表した、まさに「公議」時代の申し子であったと評価することができよう。次章以降で検討する具体的な「公議」との関わりの前提として、この前半生の経緯は押さえておきたい。

第二章：唐津での「公議」政策

第一節：名代としての入封

廢嫡後三四年という歳月を経て、自分より年下²⁷⁾の現当主の世子になるという数奇な運命をたどった長行は、翌安政五年には重要な役目を担うことになった。それは、当主長国の名代としての唐津への下向であった。²⁸⁾二月

二八日、長行の江戸出発にあたり長国は国許家老の前場影福・百束持雄・高島蕃綱・大八木住仁に自書を認め、「自分儀諸事相任せ為取計候間、其方(長行)此段相心得、万端図書頭相談之上取計」を命じた。²⁹⁾伝記によれば、長行を閣老に据えたい擁立派が、彼の襲封を望んでその障害となる現当主(長国)排除の姿勢までをも見せ始めたために、松本藩主である長国の実父まで巻き込んで、家中が「大殿党」と「若殿党」に分裂するという事態を生んだという。³⁰⁾確かに、幕末の他大名家においても、現当主に対して改革派ないしは急進派が世子を擁立して、家中に対立構造が形成される事例は存在する。たとえば、加賀前田家の当主齊泰と世子慶寧の関係や長州毛利家の当主敬親と世子定広の関係などはそうだし、当主と世子ではないが、尾張徳川家の慶勝と玄同や水戸徳川家の斉昭と慶篤の関係などもこれに類するといえる。

ただし、時に深刻な内訌が発生したこれらの国持大名家に比べ、譜代の小笠原家は規模も小さく、当事者同士の対話も可能であった。前にみた複雑な相続の経緯によって、長行は長国の養子であるにも拘わらず彼の二歳年長であった。³¹⁾もちろん、この年齢の近さが対立を増長する恐れもあったが、他方では長行は以前から歴代の当主に対して熱心に敬意を表明してきてもあり、³²⁾長国とも良好な関係の維持に腐心したようである。後述するように、かかる姿勢は唐津時代にも彼の「公議」観念との関わりの中で改めて表面化することとなる。以上の事情を考えれば、参勤明けの長国が帰国せず、長行を名代に指名して国許家老との協力を促したのは、江戸で書生的活動を通して名声を得た長行をあえて領地で民政にあたらせることで、家臣団や領民との疎通を図り、対立構造を緩和するためであったとも考えられる。

一方、長行側にとっても彼が実際の統治実績を積むことは重要な意味をもっていた。かねてより長行は、江戸の部屋住み時代のもものとされる三七箇条の「問目」³³⁾の中で、「学問之儀、兎角空談に落ち、其意を聞けば高上に聞へても、事を致させ候得は俗人にも劣る輩ら多く、自然と学問は不用之事之様に相成候、夫を空理に落ちず、実用に立候様為致候仕方如何」と述べ、

自らが身につけた学問を実践する必要性を意識していた。これはあくまで一つの条目に過ぎなかったが、全体をまとめる部分にも「くれくれも実用専一、長々と無益の文飾に不陥様」という記述があることを鑑みると、彼の政治態度の根幹に関わる指針であったといえる。³⁴⁾ また長行の支持者にとっても、この名代としての入封は彼の評価を強化してさらなる台頭に道を開くものと考えられたことであろう。唐津下向は長行にとって、家中の融和と善政の実践という二つの課題の達成を試される機会になったのである。

安政五年四月一〇日、長行は一七年振りに唐津城に到着、領民から歓迎を受けた。³⁵⁾ 一二日に西洋流の兵式調練を士民に披露した後、一九日から長崎への巡視に出発し、二六日唐津に帰還した。長崎では伊澤謹吾や勝義邦らの案内のもと製鉄場や蒸気船の見学を行った。³⁶⁾

長行が家臣団に対して最初の論達を出したのは、こうした経緯を経た直後の五月のことである。タイミングを考えれば、これには領内への所信表明の意味があったといえる。この後、長行は折に触れて達書（申達）のかたちで自らの統治方針を表明していくこととなる。次節では、彼が残した自筆の記録をもとに、三年に及んだ彼の唐津時代に出された達書の分析を通して、「公議」政治への彼のアプローチを紹介してその意味を検討する。

第二節：達書の検討

五月に出された最初の論達は、安政地震に伴う江戸藩邸修復のためになされていた「引米」、すなわち俸禄を二割減額する制度を撤回して、家中の窮乏緩和を図るものであったが、³⁷⁾ その通達に続けるかたちで、長行は以下のように家中融和と言路洞開に触れていた。関連部分を引用する。

（自分が）当表え罷越、追々及見聞候処、弥ヶ上之引米ニ而、家中一同難洪深察入候（中略）従当年手取二割并役米役金丈之処、先差免候、猶追々差含候義も有之候間、此上共上下致一致、共ニ艱難相凌、御先祖え対シ益忠勤相励可申候、且文武は国之元気ニ候間、難洪と乍申、不相変

致出精呉候様、頼入候、惣して上下之情隔候事、第一治国之大害ニ候間、我等過は勿論、其外心付候義は、口上・書取何レニ而も不苦、聊も無包(小笠原長国)隠真直ニ可申聞、君臣一致肝要之事ニ候、此儀大殿様も深御心配被為在、我等ハ宜敷申達候様、兼々被仰付候³⁸⁾

長行はここで、家臣団の「難渋」に配慮し対策を講じた上で、以後難局に立ち向かっていくために「上下」を「一致」させ、「上下之情隔」を回避する方策として言路洞開を位置づけている。具体的には、「口上・書取」という方法でもって家臣たちの意見を「聊も無包隠真直ニ」聴取したい旨が、義父の長国の名のもとに訴えられている。

当主の意向の代弁という形をとっていたが、以後も長行は折に触れてこの点を強調していくことになる。たとえば八月に郡代に向けて記された論書の案文では、「人たる者一日も志を墮すべからず、英気毅然として内外上下心を合せ、誓而国家を富強ならしむべき」とした上で、「銘々之心を心とせず、我等之心を一統之心として、万事無油断、民は国の本たる事は其々不可有忘却候」と述べられており、「上下」の「心」を一致させることが「国家」の「富強」に結びつくという道筋が示されていた。³⁹⁾ 注意すべきは、かかる文脈のなかで、〈下〉の意向の重要性が自覚されていることである。一二月二五日付の家中達書には、「我等事、下情にうとく候間、例之上下隔絶之憂可有之と、日夜不堪心痛候、是非五月中も申聞候通り、仮ニも国家之為を思はん者は、心付候儀は聊無伏蔵ぢかに申聞候様、呉々も頼入候」とあり、⁴⁰⁾ そうした目的のためにも言路洞開を押し進めていく必要が改めて訴えられ、家臣団からの意見表明が求められていることがわかる。

意見聴取は「口上・書取」以外の方法でも進められた。伝記の記述によれば、長行は唐津在任時もかつての背山亭での生活水準を変えず、江戸で行ってきたように政務の合間に儒臣を招いていた。その上で近侍や藩士の学問を好む者を集め、自ら臨席して聴聞するなかで経史を講じさせ、課業が終われば茶菓子や酒を出して参加者に世事を聞き、それらは徹夜に及ぶこともあつ

たという。⁴¹⁾ また軽輩の徒や学者を自邸に招くだけでなく、自分から老臣宅に赴くこともあり、時にはその家族と共に「舟遊」を催すなど交流に努めました。⁴²⁾ 長行は、長きにわたった江戸の部屋住み時代に身につけた学問気質と書生的な生活態度を、統治者の立場になってからも継続することで、身分を越えた意思疎通の円滑化を図ったといえよう。⁴³⁾

また、こうした姿勢は城下の家臣団に対してのみに限られるものではなかった。前述の「問目」のなかで、長行は「諸侯は人牧にて、民政肝要之事に候、当時は唯年貢を取立、士之食禄に致候計にて、民の取扱は唯郡奉行・代官に任せ置き、年々の取込さへ減不申候得ば、下に如何様疾苦致候共不存候事に相成候、是を誠の人牧之職に相叶候様致候は如何すべきや」と述べて、民政を蔑ろにする為政者を批判し、農民との直接接​​触を重視する考えを示していた。⁴⁴⁾ このような視点に沿って、長行は唐津下向直後から、農村の視察に意欲を見せていく。たとえば、安政五年七月には家臣団に文武を奨励する諭達を出す一方で、領内を巡回して「善行」ある者や農業励精者を褒賞するために、吏僚に命じてあらかじめ人名を推薦させている。⁴⁵⁾ 将軍徳川家定の死去により一時延期されたものの、その後は実際に領内各所に赴いて検分を行い、また前述の郡代宛と領内向けの二通の告示を起草している。⁴⁶⁾

このように、長行は家臣団や領民との関係強化のために言路を開いて積極的に彼らの意向を吸い上げることを図っていたが、統治が三年目に入った万延元年（一八六〇）になると、そうした方針はかなり具体的な政策へと結実していくこととなる。同年六月、長行は近年の「世上動揺」を鑑みた結果「諸事隨時勢、改革無之而は不叶儀も有之」と述べて、家士に対して「上下貴賤の差別なく、同心共力我等が不肖をたすけ、共に憤発有之様」協力を求める達書を出した。⁴⁷⁾ 注目すべきは、その中で長行が「愚昧之我等、以一己之小智中々難決事に付、各々の力を頼候外無之」と、かなり直接的な表現を用いて、統治者個人の限界性を前提に家臣団の意見具申を求める姿勢を鮮明にしたことである。既述の通り、言路洞開の意思自体は唐津入り直後から

示されていたのだが、この達書はその根拠や方法がかなり事細かに述べられている点に特色があった。以下、やや詳しく検討してみたい。

まず長行は、儒学の徒らしく中国古代の舜の政治を紹介して、彼の言路洞開政策を「四門を開き、四目を明かにし、四聴を達すと申て、四方之隅々いやしき賤之男、賤之女迄言を献し、天下之耳目を以耳目となされ候」と説明し、そのやり方を「一人の智を智となさず、天下の心を以て心となす」ものであったと述べる。そして、長行の祖父で奏者番を務めた小笠原長堯が奥州棚倉に初めて入封した際に、「あまねく諸臣に仰出され、異見を奉らし」めた事実を紹介する。このように過去の事例を列挙した上で、長行は具体的な政策を次のように打ち出す。重要な箇所なので関連部分を引用する。

先一番に言路を開候間、前文の次第、勤罷在候者は勿論、有志之者共、不拘老少・上下・内外、悉被得其意、如何様嫌諱にふれ、逆耳の言も決而不苦候間、漢文・和文に限らず、或は一ヶ条、又は二・三ヶ条に而も宜敷、心付候次第、何れか可先、何れ坎可後、是を行ふには何の法を可用、何利可興、何害可除と申処、其外君道の事に而も、臣道の事に而も、勝手之事の而も、文武の事に而も、心付候次第、聊も無腹臆有の俣に相認、姓名月日を明白にしるし、封書にして、来る○日限り、近習役鳥羽伝兵衛方迄、無間違差出頼入存候、我等自身開見候間、決して外へ洩るゝの懸念致すべからず、一々展覽之上、申立候次第により、直に呼出、巨細に可相尋候、^(ゆめゆめ)努々我等へ申聞と不可思、即ち御先祖へ申上るにて候間、其心得にて能々覚悟可有之候⁴⁸⁾

まず呼びかけの対象であるが、これは任職者に限らず「有志之者共」も含まれ、身分、所属や年齢の多寡にもこだわらないとされる。そして内容としては、憚りを恐れることなく、さらには漢文や和文などの形式にも拘泥せず、銘々の「心付」を自由闊達に述べるべきことが促される。分量にも制限は設けられず、分野に関しても、臣下のとるべき道、財政問題、文武に関わることなど、これまた自由に言及するように求められている。次に意見具申

の方法であるが、これは姓名と日時を明記した上で、封書の形式で近習役の鳥羽伝兵衛に提出すべき旨が述べられている。日付が空いているのは控えのためであろう。⁴⁹⁾ また取扱いに関しては、長行ら上層部以外には漏らさないので安心するようにと断った上で、内容によっては本人を呼び出し、詳しく尋ねることもあるとしている。そして今一度、現当主ではなく先祖に述べるとくせよと、憚りやしがらみからの解放が訴えられた。

上記の達書は士分を対象にしていたが、九月になると農民や商人・祠官・僧侶などのより広範な身分を対象に、目安箱を通じて意見を具申すべき旨が達せられる。これは従来より唐津城の堀沿いの街頭に備えられていたものであるが、「其の令一たび下りてより、封書を目安箱に投ずるもの前後数百千通の多きに及べり」という状況になったという。⁵⁰⁾ そして長行は、これらの上申に対して実際に自ら対応していた。一例を挙げれば、一〇月二七日に投じられた名護屋村大庄屋の松尾兵左衛門と息子の直太郎の封書に対して、長行は一一月八日に同所に赴き、父子を引見してこれを褒賞している。⁵¹⁾ 上申の具体的な内容はわからないが、以下の申達の文言から察するに、役人の巡視に関わる不満を含んだ訴えであったようである。長行はこのなかで、父子に対して「此方不東故、何分行届兼候」側面を詫びた上で、今後も引き続き積極的に意見を具申してもらいたい旨を次のように述べていた。

またまた心付之儀も可有之、家法にも何ニもかまハす、便利第一之仕方存分承度存る故、猶再応も三応も封書差出様ニ、古々申如く、君位に居てハ兎角しれ難きものハ民間之疾苦にて、是のみ昼夜所存致心労也（中略）此後共時々封書差出様ニ、尤やはり目安箱へ入るか宜敷候、惣して封書之儀此度切と心得候ものも可有之欵、左様ニ而は無之、不絶目安^(箱)へ^(候)入れ候様致度間、組合中へも折を以申通置様ニ⁵²⁾

たとえ為政者批判が含まれるにせよ、長行がこれを受けとめ、投書活動の継続を通して統治への協力を求めていることが窺えるだろう。「庄屋役は小前之者手本ニ相成事」とも述べられ、長行は兵左衛門父子に「難村」におけ

る「小前之者取扱」を期待していたが、⁵³⁾ 一方で下層農民からの訴えに対しても、彼はこれを具体的に検討した上で、担当役人にしっかりとした対処を要請していた。十一月一七日夜には、届けられた封書のなかから「三包十八通」を選抜した上で郡奉行に送付し、次のように命じている。

一、中ニは不埒なる願もあれども、本来無知文盲之小前之事故、利解教諭は可然、余り嚴敷叱り咎メては言路開達之主意にも違ひ、却て騒々敷儀可差起哉も難計

一、出来ぬ事は出来ぬ様申論し、又出来る事は聞届候趣、分明ニ申聞、早々取行ふべし、かた々々計にては人気ニさわりて如何

一、箱訴之義、言路開達之一ツ也、是ニ付不便利之儀も生すへけれども、又大ニ都合能事もあり、是は処置之善悪によりて箱訴之有無ニよる事にあらず、左れば言路開達之主意ニ不差響様可得其意也

一、頼む所あれば人気之立事は早くして害は小也、言路塞り愁苦にたへすせつは、つまりて起るのは遅くして禍は却て大也、此意味能々合点すべし⁵⁴⁾

前提としての階層的な差別意識は否めないものの、目前の「不便利」を受け入れてでも長期的視点に立って「箱訴」の制度を継続すべきことが述べられている。「言路開達」に対して長行が、機能面をも掘り下げた上でかなり自覚的にその重要性を認識していたことがわかるだろう。

以上、三年間の唐津統治時代における長行の「公議」政策の変遷を、達書の分析を中心に行ってきた。入封直後から家臣団に「口上・書取」の提出を呼びかけるなど、当初から明らかであった意思疎通の円滑化の方針が、その後達書や引見を重ねる中でより具体的な言路洞開政策へと展開・発展していったことがわかる。対象は家臣団だけにとどまらず、農民・商人や宗教者にもわたる広範なものであり、その背景には彼の民政重視方針が存在していた。手法としては、目安箱や封書を活用した建白形式がとられ、また一度切りにとどまらず、必要に応じて当事者を訪ねたり自分のもとに招いたりする

ことで細部を補足するとともに、その後も上申が継続・拡大するよう配慮がなされた。さらに、士分に対しては有志者を自邸に招いての一種の学術サークルが設けられ、藩校へも積極的に顔を出していたことが窺われるが、⁵⁵⁾ これは部屋住み時代の書生氣質を移植したものであったといえる。

第三節：「一致」へのこだわりと軌轢

では、こうした言路洞開政策はいかなる目的に基づいて行われていたのだろうか。前節冒頭では、長行がこの政策の開始にあたって「上下」や「心」の「一致」を意識していたことを紹介した。では、これらは最初の言及だけにとどまらず、以後の達書においても変わらずに登場してくるのか。またそうであれば、そこにはどのような事態が発生するのか。本節ではこの点を掘り下げて検討することで、言路洞開政策の前提をなした認識的な土台を、それが孕んだ矛盾も含めて明らかにする。またその際、前節では検討できなかった統治二年目（安政六年）の状況に目を向け、この時期に発生した長行の出府問題についても、当概念との関わりでその意味を考察したい。

先回りしていえば、「上下」「心」「一致」といった概念は当該期に下された達書類の核をなしており、以後も継続して強調されていく。その様子は、すでに紹介した箇所以外でも、「上に立ちて下の者を取扱ふには、威光もなければならず、又恩徳もなくてはかなはず、仕方は色々あれども、上も下も一致して互に実意を尽す処肝要故、得と工夫可致」⁵⁶⁾、「上下一和して、（安政五年）五月中申達候通り相心得」⁵⁷⁾、「君臣上下心を一致にして、国家を立直し」⁵⁸⁾といった具合であった。なかでも、安政五年八月の郡代宛論書の案文には、長行の当概念の捉え方がよく表れているので、以下長文を厭わずに引用する。なお考察の関係上、引用部分は前半と後半に分けた。また、原史料は一部漢文の記述を含むが、筆者の判断で適宜読み下した。

国を隆かんにするの本ハ農業にあり、農業を励すの本ハ人心一和にあり、人心和せされは、何事をなすとも成就する事なく、人心一致すれハ、

如何なる艱難も凌ぎ通さるゝ者ニ而、又自ら天助もあるべし、前にもいふ如く、打統而之違作之上、今年之不時候ニ而は、人心之一和尤大切之事ニ而候、近来人情漸浮薄に流れ、動もすれハ上は下を疑ひ、下は上を欺く様な悪風世間不少、是以之外之事ニ候、下之欺を用心して上々下を猜疑する心あれば、益上を欺様成行候、是下に化せらるゝ訳に候間⁵⁹⁾

ここでは、農業政策の観点から「人心一和」「人心一致」が強調されているが、下線部からは、「一和」「一致」を通して全てが一つにまとまった後の展望に対する、ある種のオプティミズムが見てとれる。その意味で、長行にとって「一致」とは単なる手段ではなく、事実上目的そのものであったといえる。また二つ目の下線部では「上」の「猜疑」が誠められるが、この場合、要点は「下」に「化」せられることへの拒否にあり、⁶⁰⁾「一致」に至る主導権はあくまで「上」に置かれる。では、「上」主導で「一致」を達成するためには何が必要なのか。自らへりくだって被統治者に協力を求める姿勢を示してきた以上、その方法は剥き出しの暴力や抑圧であってはならない。ならば、いかなる方法が「上下」をつなげるのか。達書は続く。

先此方より誠を尽して下を感化すへき事ニ而候、彼の感化せぬ、畢竟此方之誠之足らぬと知るべし、古語に、至誠に到らば地位誠に固くなり、誠偽ならば亦偽となるとあり、人木石にあらず、此方之誠実至り尽さハ、
なとか感化せざらんや、惣して臣民ありての君なれとも、臣民ハ又君なけれハ立行事出来ず、されハ君と臣民ハ盛る時ハ俱に盛ニ、衰る時ハ俱
に衰へ、片々よき道理ハ限りてなし、爰の筋合をとくと勘弁して、其方
共は勿論、代官・庄屋に至る迄心を誠実ニして、庶民と憂楽を共にすへき也、故に聖人も誠は物之終始、誠ならずんば物も無しとこそ宣へり、
是則人心を一和し風俗を厚くする之本ニ而、ヶ様なけれハ父母たる意に不叶候⁶¹⁾

長行は「誠」という概念を持ち出す。彼によれば、統治者と被統治者は運命共同体とみなされ、「片々よき道理」、すなわちどちらか一方だけが利益を

享受するようなかたちが否定されるなか、「一致」の実現如何は為政者がこの概念で民を「感化」できるか否かにかかっている。漢文の使用や聖人への言及、長行の背山亭時代を考えても、彼の施策が儒学思想に根ざしているのは明らかだが、⁶²⁾「誠」への依拠は唯心論に近いものであり、⁶³⁾官学であった朱子学よりはむしろ陽明学的思考を感じる。ともあれ、言路洞開の推進はこのように、それ自体は多分に精神的な為政者の「誠」を保証する重要な根拠の一つとして、不可欠の位置を占めていたとみるべきだろう。

ただし、このような位置づけである以上、現実の統治において「一致」が動揺するような事態が生じた際には、統治者として長行の「誠」が試されることになるのは想像に難くない。それが現実起こったのが翌安政六年の九月であった。この月の一三日から二一日にかけて、長行は立て続けに六通の書面を家老や役部屋に宛て、ぜひ今年中に出府して義父の長国に面会したい旨を繰り返し訴えている。⁶⁴⁾長行の改革に一部の家臣団が反発し、家中に動揺が生じたためであった。⁶⁵⁾ここではその詳細に踏みこむことはせず、行論との関わりで、当時長行が立てた論理に注目する。改革の行き詰まりと出府要請は、ややもすれば挫折感の余りの政務放棄とも受けとられかねないが、ことはそう単純ではなかった。その事情を物語る内容が、一二日付の前場影福・百束持雄・大八木住仁宛⁶⁶⁾書簡には次のように記されている。

勝手立直し之義ハ、何レニモ上下一致ニ無之而ハ不参訳、夫ニは先第一
 番ニ父子心を一ツに合せ候ハでハ、^(長国)下ニハ逆も一致ニは不相成事と存
 候、左様申様とて、当時父上様と心か別と申義ニ而は、且以て無之、此
 上新規改格も^(準)手続心入之事を申候儀ニ而、前文之通万事不行届之小子ニ
 候間、父上様思召、再応も三応もなし返して、とくと相伺、行違ひ無之
 様、心を合セ申さず候而は、何事も出来不申、然るに、かく隔り居候て
 ハ万事思ふ様ニ不参、誠に当惑致候、^(も)右故当月は是非一寸なりと出府と
 存候処、又々居続けと相成候而は、^(途)実に十方ニくれ、人に逢候も何となく
 心地あしく候間、此上は一間に閉籠り可申存念ニ御座候、是も本意と

申二は無之候得共、実致方なく候、此様な事候ハ、嚙々御当惑も可被成、又我俣ものとも可被思候へとも、兼々何事も打明て御相談致来候事、一人二而考居候へハ、むねのみいたみ、あまりたへかたく候間、所存を不残相認候、どふ致候ハ、宜敷候哉、何卒御差図可被給候、以上⁶⁷⁾

長行のあせりがかなり感情的に訴えられていることが窺えるが、ここで気づかされるのは、彼が希求する「一致」の範囲が唐津領だけに収まらず、江戸藩邸をも含んでいることである。実は改革への反発の拠点は江戸にあり、⁶⁸⁾ 一步間違えれば長国を敵方の旗印にかついだお家騒動へと容易に発展しかねないものであった。したがって長行は、まずは義父長国との「一致」を必死で維持しなければならなかったのである。⁶⁹⁾ その点で、一九日付三家老宛書簡で「江戸・唐津一致之取メ不致候而は不相成、此時をすき候而は、最早立直しの時節も無之」と述べられている⁷⁰⁾ のは、極めて象徴的である。この過程で露呈したのは、家中の「一致」を実現しようとするれば、逆接的に唐津領内にだけ留まっているわけにはいかないという、厄介な事実であった。長行はこの時期を境にしきりに出府を試みるようになるが、それは施策の放棄や住み慣れた江戸への郷愁としてのみ片づけられるものではない。背景には、以上に見たような近世大名特有の事情が存在したといえよう。

また、騒動の推移はもう一つの矛盾をも長行に突きつけることとなった。長行は基本的に、意思疎通の拡充が政治社会の構成員を「一致」に導くという一種のオプティミズムを政見の核に据えており、ゆえに当初は反対派の罷免には慎重だったようである。たとえば彼は、一七日付前場影福宛書簡のなかで、「今朝之様ニ、退役するの気ニ入たるものを引上るのと被申候てハ、御挨拶ニも実当惑いたし候、能々考へて御覧可被成、なんの御越度も無之候を、右様之事がほんとうに出来可申哉、余人ハしらす、小子ニ於而は其様な事は出来不申候、何事も国家之為ニ候へハ、ひらつたく御相談致度」と述べていた。⁷¹⁾ 文意がやや不鮮明だが、筆者はこれを、長行の出府要求を嫌った前場が彼に辞職をちらつかせていたものと解釈する。前場自身の思いはともかく、彼が

言路洞開の推進という改革に反発する一部家臣団の意を汲んで、当主に直談判して正面突破を図る（これは大名領主と〈下〉に拡大した言路の直結融合につながるため、上層家臣団の相対的地位低下をも招く）長行を押し留めようとしていたことは間違いないだろう。要するにここに見られるのは、職を賭した牽制を行う前場を、「一致」の理想の観点から改革反対派も切り捨てたくない長行が必死に慰撫するという構図である。⁷²⁾ 結局、この時長行は出府を断念した。家中の断絶回避が優先されたのである。

しかし、最終的には長行はこの思いを貫徹することができなかった。翌年になると彼は、六月に風紀紊乱の罪で前場を罷免することとなり、⁷³⁾ また注65に示したように、九月には江戸で反対派を排除するに至ったからである（前節で見たように、これは入封直後から試みられていた言路洞開政策がしばしの休止を挟んだ後に、再びより具体的に押し進められた時期と一致していた）。総員の熟和による完全な「一致」実現の試みは挫折したのである。直接的な史料があるわけではないが、どうも万延元年六月から九月にかけてが長行の唐津統治の転機となったようである。前述のように、彼は前年九月に改革が思うに任せない現状打開のため出府と義父への面会を図ったが、家老衆の反対に遭って断念し、その過程で前場影福が辞職に言及していた。これは言路洞開の〈下〉への拡充を図れば上層家臣団の反発を招く構図であり、長行はすでに前の「問目」でこの問題を自覚していた。⁷⁴⁾

結局、いったんは前場の抵抗を受けて〈上〉の「一致」が優先されたわけだが、九ヶ月後に彼の罷免と言路洞開の具体化が同時に行われ、さらにその三ヶ月後の九月には、江戸の反対勢力排除と具体的な言路洞開政策の武士身分以外への拡大が、これまた同時に行われたことになる。これはタイミングとしては余りに完璧であり、六月の達書で「上役・先役之思わくを懸念して国家之大事を外に見成し、心腹をも不申出族於有之而は、君憂臣辱・君辱臣死之義ニ違ひ、誠之忠臣とハ難申」と述べられた⁷⁵⁾ のも、極めて象徴的といえよう。以上から総合的に判断すれば、長行は改革が構造的に孕んでいた

矛盾に苦しんだ末に、この時点で完全な「一致」を断念してでも言路洞開の推進を優先したということになろう。当初は〈上〉主導の「一致」の手段として要請された言路洞開が、為政者間に溝を生み出した末に、反対派を追放（〈上〉の融和を一部断念）してでも前者の継続・強化が選取られていく事態が、ここには立ち現れている。ここで生じたのは力点の主従関係の逆転であり、長行の「公議」論の一つの転機であったと評価できよう。

もっとも、「公議」への試練はこれにとどまらなかった。彼が訴えていた出府は、結局文久元年（一八六一）五月に実現した。一年余りの滞在の後、⁷⁶⁾長行は翌年七月に奏者番、閏八月に若年寄、九月には老中格へと登る。唐津の三年間の実績も異例の抜擢に影響を与えたとみて間違いないだろう。しかし、詳しくは別稿に譲るが、この直後には破約攘夷論のうねりが彼の「誠」に根ざした融和策を呑み込み、⁷⁷⁾翌年には一部のブレンに支えられて武装上洛を決行するがこれも失敗に終わる。⁷⁸⁾文久四年正月時点で、長行は「言路を開くと申事、^(長行)劣姪も既二先年致施行候義二而、^(造作)そうさも無事之様存居候処、近來熟考仕候に、此義甚六ヶ敷事ニ奉存候、容易ニ開候而は却而害を生可申」と述べるに至る。⁷⁹⁾長行が汲み上げようとした衆議は、この頃には苛烈な破約攘夷論となって、彼の閣老としての政務遂行を妨げるようになっていた。ここでは老臣の黜陟や閣老就任後の経験を受けとめ、活性化した（させた）衆議に「誠」の心で謙虚に向き合いさえすれば全てうまくいくという、当初の「一致」への楽観がさらに見直されていることがわかる。では、こうしたなか彼の「公議」はいかなる展開を見せていくのだろうか。次章では、慶応二年の広島滞陣時の動向と、慶応四年の公議所との関わりを検討する。

第三章：中央政局での「公議」論の展開

第一節：広島滞陣中の動向

慶応二年（一八六六）二月、武装上洛失敗による失脚から老中に復帰した

ばかりの長行は、長州処分全権として広島に赴いた。ここで交渉決裂による開戦（長州戦争）までのあいだ、幕臣の陣頭指揮をとることになるが、これは徳川政権という巨大組織に属する彼が、全権を背景として、政治意思決定の側面で自身の意思をより直接的に反映できた時期であったといえる。⁸⁰⁾そこで本節では、当該期の政治意志決定に関わる彼の動向を抜き出して、「公議」の観点から検討したい。

まず指摘できるのは、多くの人物が長行の宿所を訪れていることである。長行は広島浅野家の年寄屋敷に滞在していたが、⁸¹⁾三月二一日付の在坂老中宛書簡では「御役人向も何レも壮健、日々十一^(時)字後ひ拙寓え寄合、無緩怠致精勤居候」と、当時の様子が述べられている。⁸²⁾また、宿所は馬場を備えており、そのため「御使番・陸軍方杯旅宿ニ馬場無之ニ付、時々罷越、大分賑(井伊直憲)やか、掃部頭・式部大輔杯も一度罷越、一緒ニ致乗馬候」という状況でもあった。⁸³⁾役方だけでなく、番方の幕臣に加えて井伊直憲や榊原政敬といった征長先鋒部隊の指揮官（当主）も長行宅に集っていたことがわかる。

長行が全権として当地に滞陣していた以上、あるいはこれはさして特別なことではないのかもしれない。しかしながら、こうした「寄合」の様子は、彼の背山亭時代以来の身分・階層にとられない有志サロンの結合を彷彿とさせるし、事実彼はそのように捉えていたようである。長行は、所用で江戸から訪れた役人をそのまま滞陣させてはどうかという幕閣の提案⁸⁴⁾を謝絶する際に、「当方は、役々何レも同心・協力ニ而、一致ニ致尽力居候間、飛入杯は無之方却而宜敷」と答えている。⁸⁵⁾ここからは、長行が自身が全権を持つ新たな限定環境の中で、彼が唐津時代に成熟させた「公議」観念のもとに現状をとらえ、「同心」「一致」の実現に努めていたことがわかる。

ただし、この時期には単純な構成員相互の熟談と「一致」という以外にも、「公議」に関する新しい動きが見られる。それは多数決原理の導入であった。三月二〇日に在坂老中に宛てた書翰のなかには、「展覽會使節、并ミニストル人撰、役々え入札申付候処、大抵相揃候得共、未壺兩人出不申、何レ近日

可申上候」という記述がある。⁸⁶⁾「展覧会」とは翌年に予定されていたパリ万国博覧会のことで、徳川政権ではそこに派遣する使節とあわせて、ヨーロッパ各国での駐在公使の選定を進めていたのである。この件で幕閣から意見を求められていたのだろうが、重要なのは長行が現地の幕臣に「入札」をさせて推薦する対象を決定しようとしていることである。記述からは、長行が全員から意見が提出されるまで待つて厳正に候補を定めようとしていたことがわかる。滞陣中ゆえこの作業は思うようには進まず、何度か延期を重ねたが、⁸⁷⁾ 長行は五月一日付の同僚宛書簡では、「博覧会使節、并ミニストル之義、同断朱書致候得共、当表役々見込も折角集置候間、最早節後蒲ニは候得共奉拜呈候」と述べている。参考のためという形ではあるが、長行が現地役人の衆議を取りまとめて、自身の見解と共に同僚に送り届けていることがわかる。⁸⁸⁾ ここには萌芽的な形ではあるが、衆議それ自体がもつ数量的な力への傾斜が登場していることが見てとれる。

なお、衆議の聴取に関して興味深い事例を一つ挙げておきたい。長行は四月二一日付の在坂老中宛書簡で、長州処分をめぐる畿内で生じていた閣老と薩摩側の対立について、次のように言及していた。

大久保市蔵、伊賀様へ申上候件々敬承、猶家来も逐一承候処、市蔵議論段々御説破、彼言詰り候得は、兎角此度御進発御見込違之義のミ申居候由、例之出たらめを申て、何坎御邪魔を致候事と奉存候⁸⁹⁾

これは老中板倉勝静と薩摩の大久保利通の論戦⁹⁰⁾を報じたものであるが、従来通史等においてはこの時の対決は、強引に征長に突き進もうとする徳川政権に対して大久保が毅然と拒否を示したものと位置づけられてきた。実際、大久保から報告を受けた西郷隆盛は、「雄々敷御論」「御建白之書面と云ひ御議論と云ひ、相對して優劣無之、誠ニ天下之耳目を御定有之候儀」と述べて、彼の議論を「大正論」と絶賛している。⁹¹⁾ところが、長行はむしろ板倉に軍配を挙げて、大久保の主張を「出たらめ」と切り捨てているのである。同じ事実でも、立場の違いで解釈が正反対になる好例といえるだろう。

もっとも、「公議」の観点から重要なのは、長行が上記の引用の後に「当方役々え内々評議為致候処、(大久保が)御進発御名義不立ニ付人数出御断と申意味候ハ、疾御断可申上、只今ニ相成右様之義申候而は不相濟」と続けていることである。大久保の議論を現地の幕臣に諮ったところ、進発の名義が立たないから人数の供出を拒むというのならもっと早くに表明すべきで、今になってそのようなことを言い出すのは不適當、という（意見が寄せられた）のである。彼は、特に平山敬忠と小野友五郎の見込みが優秀だとし、「小生見込ハ此兩人之内、何レ坎御取用可然」と二人の意見を書き留めて板倉らに送付している。⁹²⁾つまり、大久保批判は単に長行の個人的見解ということにとどまらず、それは広島幕臣の衆議の反映としての意味をも持ち合わせていたのである。幕末の大久保はしばしば「公論」概念を用いて徳川政権の施策を激しく批判していたが、ここでは限られた範囲とはいえ、彼の行動が逆に「公議」からの拒絶を受けているといえよう。

第二節：江戸の公議所と長行

本節では、上記の大久保批判とも関わる問題として、慶応四年（一八六八）正月に江戸で開かれた公議所、いわゆる開成所会議について検討する。これは戊辰戦争の渦中で短期的に設けられたもので、(旧)徳川政権側に見られた未発の可能性の一つとして、存在自体は憲政史研究の古典などで古くから指摘されてきた。⁹³⁾長行のこの時期の動向については、伝記では「公主戦論を唱ふ。議容れられず」と記されるのみだが、⁹⁴⁾本節では他の史料から、この開成所会議が有した意義と長行の関わりについて検討する。

鳥羽伏見の戦いに敗れた徳川慶喜が正月一二日に江戸城に入ると、当地は新政府軍への対応をめぐる諸説紛々という状態に陥る。強硬な主戦論を唱えた小栗忠順は一五日に勘定奉行を罷免されるが、公議所はその直前に開かれていた。すなわち、一二日に「会議一同」の名前で「国家重大事件付、會議致度候間、誠忠有志之諸君、不拘貴賤明十四日より小川町開成所え御入来可

給候、但毎日朝五時より八時迄之内、銘々腰弁当之事」が布告されている。⁹⁵⁾では、その様子や周囲の受けとめ方はいかなるものであったのか。

幕臣の関口隆吉は後年、開成所会議のことを次のように回想している。

同所の役人達が、各藩士を招集し、会議を設け議定する所ありとの風説あり、其議する所何事なるや奈何を知る能はざれども、其儘に過ぎ難しとの趣にて頻りに注進ありしかば、己れは甚だ之を疑ひ、一二社友に謀り、開成所へ出頭して親しく会議の事を聴聞すべしと決し、正月十五日午後より一ツ橋御門外なる開成所に到りける⁹⁶⁾

強固な尊王攘夷論を抱き、かつて勝義邦を襲撃したこともあった関口は、会議の趣旨に反発してこれを妨害していくこととなるが、叙述が具体的であるため、以下では本史料を中心に会議の模様を見ていく。まずその範囲だが、関口によれば「其集りし者は、大概親藩・譜代の諸藩にて、会・桑を始め、尾・紀・越、其他、大久保・本多・榊原等、合はせて三十六藩」であり、⁹⁷⁾また延岡内藤家の当時の探索書では「此節公議所御取立ニ相成、御役人諸藩共、下は百姓・町人ニ至候迄公議所ニ於て公議有之候」と記されている。⁹⁸⁾幅広い層を対象に広範な衆議が集められ、議論されたのは間違いない。⁹⁹⁾

次に議論の内容であるが、紀州の竹内経介が関口に述べたところによると、「戦ふ可く、守る可き、得失利害に至るまで各自十分なる意見を發議し、衆議の決する所を以て其筋に具牀する筈なり」というものであった。¹⁰⁰⁾また開成所教授の神田孝平他三名は、関口の問いに対して「進んで戦ふ可きか退て守る可きかは、既に議する所あり、衆議の決着如何の点に帰するやは、今より計り知るべからず」と答えている。これに対して関口とその同志は強く反発し、「是れ実に国家の大事なり、会議を以て議定す可きにあらず、宜しく内府公の旨に従ふべし(徳川慶喜)(中略)請ふ諸君、本会議を撤し、奚ぞ忠義の言を以て内府公に上らざるや」と述べて、直ちに会議を停止して恭順を表明している徳川慶喜の意向に従うべきことを訴えている。関口らが国家政策決定への「会議」「議定」の導入を拒否し、勤王と恭順の確定・聖域化を訴えて

いるのに対し、会議の主催者や参加者は、いかなる政策をとるのかをあらかじめ決めつけず、衆議を十分に聴取して互いに議論を戦わせることで、取るべき方針を帰納的に導き出そうとしていることがわかるであろう。

そして、その結果の具申先である「其筋」こそが小笠原長行であった。神田たちは関口らの抗議に一定の利解を示した上で、「然れども是れ閣老小笠原の命に出るなれば、少子の輩、私に会議を止め難し、宜しく今日の事を具状して貴命に従はん」と答えているからである。¹⁰¹⁾ また関口はこの後松平直克に周旋して会議を停止に追い込むのだが、その顛末を振り返る中で「正月已来、政事堂の議論区々にして統一する所なく、徒らに日支を費やせしが、内府公には断固として衆議を破りて、尊王の素志を達せらる可き御思召にて、先づ板倉・小笠原等の老職を罷められ」と述べているのも示唆的である。¹⁰²⁾

関口に勤王派の妨害を受けたものの、公議所設置後の江戸の状況を、関係者は好意的にとらえていた。延岡内藤家の江戸詰役人は、二月四日付書簡で開成所会議の件と合わせて、大胆な人事刷新が行われた状況を次のように報じている。

江戸表も当節は余程之御憤発ニ而、閣老・参政是迄大名ニ而御勤仕致候
 処、追々皆悉く御免ニ相成、麾下之内ハ撰挙致し総裁と相成申候故、江
 戸表も人物才智之者ハ悉く挙られ、愚なる者ハ遠けらる、再挙一洗之時
 ニ而余程盛ニ御座候、陸軍総裁ハ勝安房守、海軍総裁ハ矢田堀讃岐守、
 会計総裁ハ大久保逸翁^(大久保忠寛)是ハ是迄、大名閣老ニ而相勤奉候也、右ニ而諸局てハ人心震ひ立、是迄之
 江戸とは最早相違、誠ニ可喜義ニ奉存候、然ニ一昨日ハ御停止被仰出、
 右ハ京師之一条ニ而、深く御恭順被為在候旨¹⁰³⁾

勝や大久保は恭順論なのでその点の留保は必要であろうが、¹⁰⁴⁾ 正月中旬から下旬にかけて当地の状況が大きく変わり、ある種高揚した雰囲気包まれていたことがわかる。幕閣にまで旗本層からの「撰挙」の原則が敷かれて「人心」が奮い立っていたところ、突然「停止」という状況になった理由を「京師之一条」「御恭順」に見ているくぐりは、視座は違えど関口の記述に符

合し、彼の回想が大筋で信用に足ることを示している。唐津時代の長行の言路洞開策は、ここに到って身分を越えた会議の開催や「撰挙」による要路人事にまで発展した。しかし広島滞陣中の大久保利通批判と同じく、かかる「公議」の実践は反幕勢力の思惑と衝突することになった。二月七日に辞表を呈した長行は、一〇日に罷免される。¹⁰⁵⁾ 徳川慶喜や恭順論者は、「勤王」を貫いて江戸を無血開城し泥沼の内戦を回避したが、それは漸く結実した徳川政権内の「公議」実現回路を握り潰すことによってなされたのである。

おわりに

本稿では、これまで殆ど注目されることのなかった幕臣小笠原長行の唐津統治時代に焦点をあて、そこで実施された言路洞開政策の分析を軸に、前後の時期にも目配りしながら彼の「公議」論を検討した。長行は幕末に閣老を歴任し、特に慶応二年以降は板倉勝静と並んで徳川政権の中樞を担った人物であったが、個人的には異例の経歴の持ち主でもあった。すなわち、大名家に生まれながら生後まもなく嫡子の座を失い、部屋住みとして学問に邁進した結果、三〇年以上の歳月の後にその方面で評価されて要路に登った。いくなれば事実上の有司として台頭したのであり、そのような状態で閣老就任前の三年間を過ごしたのが、義父長国の名代として下向した唐津であった。長行はここで、背山亭で身につけた学問とサロンの交流の経験を背景に、階層や身分にこだわらない積極的な言路洞開策を実践した。その位相がかなり本格的かつ継続的・具体的であったのは、第二章で見た通りである。

一方で、言路洞開策の背景には、長行の「公議」論における「一致」へのこだわりが存在した。これは直接的には、儒学的思考や義父との協調要請に根ざしたものであったが、「上下」の「心」が通じ合うことで融和に至ることが重視され、言路洞開はあくまでその手段と位置づけられていた。したがって、施行範囲がいかに広範で統治者がいかに抑制的に振る舞ったにせ

よ、そこで期待された議論は完全に自由なものではなく、最終的な「一致」義務という箍をはめられていたことは押さえておく必要がある。¹⁰⁶⁾

しかし重要なのは、実際の統治の過程でこの原理原則が変容していったことである。唐津では言路洞開が進むなか、急激な改革を嫌う上層家臣団が反発し、むしろそのことによって「一致」理念が脅かされるという事態が発生した。いわば、「一致」実現の手段が逆に完全な「一致」を阻む事態である。注3の拙稿で示した通り、儒学的教養を背景に至上命題たる「一致」を見据えて言路洞開を充実させるという思考は、当該期の政治勢力に広く共有されていたが、長行が苦闘と紆余曲折を経て選択したのは、当初の「一致」理念を改変してでも言路洞開の制度化を押し進めるというものであった。これは、長行が儒学由来のプリミティブな「一致」理念と当該期の現実との狭間で苦闘した末に、人事による反対派政治勢力の排除という幕末期の政治文化を、自覚的に身につけていったことを意味する。幕閣に登った長行が文久二年に行った最初の大仕事が、井伊政権関係者の追罰と徹底的な排除であったことは、以上の点を考えた時極めて示唆的である。

閣老に登って幾多の挫折を経ていくなかで、長行の「公議」論はさらに変容を遂げていく。「誠」を介した「一致」への到達が壁に突き当たるなかで、多数決原理や「入札」にもとづく「撰挙」や会議構想が登場し、部分的に実践されていくのである。注意すべきは、この過程で基幹政策の決定や自身の地位までもが衆議に従属する傾向が生まれてくることである。江戸の公議所では恭順（による「勤王」）を絶対視する関口に対し、関係者らはあくまで方針は「会議」の結果から帰納的に導き出されるべきと反論していたし、箱館の榎本政府においては、選挙による結果、長行は「格下」の旧幕臣の指揮下に入ったのである。慶応四年正月の江戸での公議所開設や、戊辰戦争期の旧幕勢力における衆議反映の試みは、これまでの研究史では特定の関心から個別に言及されるに留まっていたが、その全てに関わっていた小笠原長行の唐津時代を踏まえることによって、幕末の徳川政権に表れた一つの流れとし

て、より継続的・構造的に位置づけることが可能であろう。¹⁰⁷⁾

最後に「維新の変革主体」との関係に触れておく。近年の研究では維新政権の公議政体としての性格が目されているが、第三章をみる限りではそれは徳川政権の「公議」と衝突しており、「勤王」が江戸の衆議を凌駕していく位相が見てとれる。この事實は、維新政権だけが「公議」を独占していたわけではないことと共に、「公議」自体が単体の制度のような独立概念ではなく、あくまで「勤王」や対外姿勢といった他要素との相関のなかで、立体的に捉えられるべき性質のものであることを示しているといえよう。

本稿は、小笠原長行と「公議」の関わり的一端を明らかにしたに過ぎず、他の時期や政策との連関等、論じ残した課題は多い。しかし、唐津統治期を軸にいくつかの事実を紹介・検討することで、この問題に関して多少の示唆を提起することはできたのではないか。

注

- 1) 江戸前期におけるこの概念の詳しい定義と用法については、藤井讓治「一七世紀の日本」(『日本通史』一二、岩波書店、一九九九年)を参照。
- 2) 宮地正人氏は、権力論の観点から二つの用語の使い分けにこだわりを見せている(同「正しい問題設定こそが正解を生み出す」『日本史研究』第六二〇号、二〇一四年)。ただ筆者は、宮地氏の指摘する支配と被支配の問題は重要と考えつつも、ニンベンの「公儀」に代わってゴンベンの「公議」「公論」が幕末に急に氾濫したことの意味を重視する。諸史料を見る限り、新概念は権力者の操作対象にとどまるものではなく、むしろこれへの対処如何によって、当該期には権力構造それ自体の再編が大規模に進行していくからである。
- 3) 幕末維新时期におけるこの概念と政治変革の関わりについては、維新政権を主な検討対象として中期スパンで考察した拙稿「近代日本形成期における意思決定の位相と『公議』」(『日本史研究』第六一八号、二〇一四年)も参照。
- 4) 代表的なところでは、尾佐竹猛『維新前後に於ける立憲思想』前・後編(邦光社、一九二五年)、稲田正次『明治憲法成立史』全二巻(有斐閣、一九六〇・一九六二年)など。
- 5) 近年の成果では、明治維新史学会編『講座明治維新3 維新政権の創設』(有志舎、二〇一一年)など。政治過程論では、宮地正人『幕末維新変革史』上・下(岩波書店、二〇一二年)、高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』(吉川弘文館、二〇〇七年)も参照。

- 6) 具体的には文久四年（元治元年、一八六四）の有志大名による参預会議や、明治初年の公議所・集議院の試みなどが主な素材に選ばれてきた。
- 7) 原口清『戊辰戦争』（塙書房、一九六三年）、佐々木克「奥羽列藩同盟の形成と性格」（『史苑』三二 - 二、一九七七年）、中武敏彦「奥羽列藩同盟と『公議』理念」（『アジア文化史研究』第四号、二〇〇四年）、栗原伸一郎「米沢藩の諸藩連携構想と『奥羽越』列藩同盟」（『歴史』第一〇七号、二〇〇六年）、同「戊辰戦争期の仙台藩と肥後藩」（『市史せんだい』第二〇号、二〇一〇年）など。
- 8) 代表的なものでは、原口清〈原口清著作集1〉『幕末中央政局の動向』（岩田書院、二〇〇七年）、同〈原口清著作集2〉『王政復古への道』（岩田書院、二〇〇七年）、久住真也『長州戦争と徳川將軍』（岩田書院、二〇〇五年）など。
- 9) 行論でも後述する、『小笠原壱岐守長行』（土筆社、一九八四年復刻）、田辺松坡「小笠原明山公御事蹟」一～三（『田幕府』一・三・六、本稿ではマツノ書店、二〇〇三年復刻版を使用）、大野石仲「小笠原長行君事歴一斑」（『史談会速記録』一九六）など。
- 10) 田中彰「幕府の尊攘派打倒クーデター計画説について—小笠原『率兵上京』をめぐる一」（『日本歴史』第一七一号、一九六二年）、石井孝「小笠原閣老『率兵上京』の性格について—田中彰氏の批判に答える—」（『日本歴史』第一七三号、一九六二年）において行われた論争が著名である。
- 11) 家近良樹『徳川慶喜』（吉川弘文館、二〇一四年）、一七二～一七三頁など。
- 12) 「小笠原明山公御事蹟」三、四一頁。
- 13) 本稿では「公議」を予め厳格に定義せず、当該期の言論活動に関わる諸事例を史料に即して拾い上げていく中で、帰納的にその特質を抽出する方法論を用いる。
- 14) 全て長行本人の手によるもので、生々しい筆致で幕末の政治や社会・儀礼などとの関わりが記されている。ただ原本ではなく、大正末期から昭和初期にかけて維新史料編纂会の罫紙に筆写された写本であるが、虫損の跡まで再現されるなど精度は高い。
 なお、史料の性格は冊子ごとに異なり、それぞれの題籤には、たとえば「唐津藩世子小笠原長行手記 不取似人 申達控 安政五年」（維新史料引継本、Ⅱほ427-2）などと楷書で記されている。本稿では冊子ごとに引用する際には、煩雑になるので属性や氏名・時期は省き、「不取似人 申達控」のように直接内容に関わる部分のみを記すこととする。また、史料全体を指す場合にも「日記」「手記」のように略記する。
- 15) 注9参照。初出は一九四二年で、小笠原壱岐守長行編纂会名義で非売品として刊行された。序言によれば、本書は旧唐津藩有志と小笠原家の合同事業で、同家に縁のある新井常保・田辺新之助（松坡）・百束持中の三名が編纂にあたった。なお前述の「小笠原明山公御事蹟」は田辺の手によるもので、叙述にはかなりの類似性が認められる。
- 16) 双方に記述のある史料については、突き合わせの上、適宜校訂を施した。
- 17) 主に「小笠原明山公御事蹟」一～三、『小笠原壱岐守長行』に依拠した。以下、両史料にもとづく記述は基本的に注を省略する。ただ、まれに事実認識が相互で異なる箇

所もあるので、そのような場合には別注を立て、何れに依拠したのかを明記した。

- 18) 「小笠原明山公御事蹟」一の記述(六二頁)に従った。『小笠原壱岐守長行』では、もともと出生自体を徳川政権に報告しなかったとしている(一一・二四頁)。
- 19) 城内二ノ丸の「西御住居」で家臣小川正直らの世話を受け、経史を儒臣の大野右仲から学んだという(『小笠原壱岐守長行』一一頁、「小笠原明山公御事蹟」一、六二頁)。
- 20) 天保五年正月六日付小笠原長光等宛西脇勝任他二名書簡(『小笠原壱岐守長行』一二～一三頁)。なお、史料引用中の()は筆者による。以下同じ。
- 21) 同前、一三頁。
- 22) 同前。
- 23) 「不敢似人 書通」(維新史料引継本、Ⅱほ 427-19)など。
- 24) 『小笠原壱岐守長行』一六頁。本多正訥と秋月種樹はこの後、文久二年十一月四日に二人揃って初代の(昌平坂)学問所奉行に就任しており、学問面での評価と共に、閏八月二七日に聖堂掛りとなっていた長行の関与を窺わせる。注 107 も参照。
- 25) 井伊直弼については、母利美和『井伊直弼』(吉川弘文館、二〇〇六年)などを参照。また、人格形成と政治思想については、拙稿「井伊直弼—『開国の功労者』の憂鬱—」(笹部昌利編『幕末維新人物新論』昭和堂、二〇〇九年)も参照。
- 26) 直弼が、国学者長野主膳の強い影響下にあったことはよく知られた事実である。
- 27) 辞書等では長国の年齢を長行の一〇歳上としているものもあるが、本稿では伝記類の記述に従い、長行の二歳下とした(「小笠原明山公御事蹟」二、一四頁、『小笠原壱岐守長行』二三頁)。もっとも、この点は今後詰めていく予定である。
- 28) 長国が参勤交代から暇を乞うて唐津に帰るところを、長行を代理に立てて自らは江戸に残ることになったのである。
- 29) 『小笠原壱岐守長行』二八頁。
- 30) 同前、二六～二七頁。
- 31) 注 27 参照。
- 32) 彼らを慕う詩歌を複数残している(『小笠原壱岐守長行』一四～一五頁)。
- 33) 「小笠原明山公御事蹟」三、四二～四六頁。『小笠原壱岐守長行』四一～四七頁。これは、藤森恭助の起草によるものとされている。
- 34) 「小笠原明山公御事蹟」三、四六頁。
- 35) たとえば、長行は安政六年九月一二日付前場影福他二名宛書簡で、「領内之者共ハ、昨年著前々至極難有君と申て楽居候者も有之、隣国迄も小子之事評判も致候哉之趣二候処」云々と、当時の様子を振り返っている(「不敢似人 申達控」、維新史料引継本、Ⅱほ 427-2)。また、『小笠原壱岐守長行』二九頁も参照。
- 36) 「日記」安政五年四月二三日条(維新史料引継本、Ⅱほ 427-3)。
- 37) 小笠原家では、これ以前にも、掛川から棚倉に入封した際に実収の減少に伴い禄制改革を行っており、他大名家と比べて「減額最も甚きもの」であったという(『小笠原壱

岐守長行』三一～三二頁)。

- 38) 「不敢似人 申達控」。
- 39) 「郡代論書」(同前)。
- 40) 「家中達書」(同前)。
- 41) 『小笠原老岐守長行』四一頁。
- 42) 同前、五〇頁。
- 43) 近世後期に学問が為政者の政治意識に及ぼした影響については、朴薫「幕府政治変革と〈儒教的政治文化〉」(『明治維新史研究』第八号、二〇一二年)を参照。
- 44) 注33、四四頁。
- 45) 『小笠原老岐守長行』三三頁。
- 46) 「郡代達書」「申達書」(「不敢似人 申達控」)。
- 47) 「達書草稿」(同前)。
- 48) 同前(一部『小笠原老岐守長行』の記述で校訂した)。この間の引用も同様。
- 49) 本達書は「日記」「手記」と『小笠原老岐守長行』の両方に収録されているが、微妙に記述が異なる。前者は「達書草稿」と、後者は「達書」と記されており、実際に後者の方がやや具体的である。しかし、本文に述べたような日付の欠如から、これも厳密な意味での原本ではなく、その前段階の草稿と判断した。
- 50) 『小笠原老岐守長行』七八頁。
- 51) 同前、七九頁。
- 52) 万延元年一月八日「^(署)名古屋大庄屋松尾兵左衛門え申達手控」(「不敢似人 申達控」)。本史料は『小笠原老岐守長行』には収録されていない。
- 53) 同前。
- 54) 万延元年一月一七日夜「目安入封書遣候二付郡代へ申達書」(同前)。
- 55) 『小笠原老岐守長行』四一頁。
- 56) 安政五年一〇月「檢見之節申達」(「不敢似人 申達控」)。
- 57) 安政五年一二月二五日「家中達書」。
- 58) 万延元年六月「達書草稿」。
- 59) 「郡代論書」。
- 60) 行論の本筋からはずれるが、こうした長行の捉え方は、民主政治のもとのポピュリズムの問題を考える際にも、短文ながら示唆を含んでいるように思われる。
- 61) 注59に同じ。
- 62) 前掲朴薫論文も参照。
- 63) 実際、彼は翌年正月には医学館に向いた際の口演のなかで「術之精粗巧拙は様々あるへけれども、誠実を以て根本とする事、医たる者の第一肝要之事件也」と(「正月医学館口演」〈「不敢似人 申達控」〉)、五月には家臣団への口達において「膝下之義は稽古のみに限らず、総而之行状等も表方手本二相成候事故、何事にも誠実を本として」

- と（「五月膝下向え口達」、同前）、さらにはこれまた同月に「西洋流熱心之者共え」と題して、「業之成否は知恵ニよらず、辛抱之能とあしきとにあり（中略）平日質素にして誠実を本とし」云々（同前）と述べていた。技術や訓練、知恵といった数値化し得る形而下の能力が相対的に軽視され、精神主義とでもいうべき態度が前面化していることがわかる。
- 64) 九月一二日付前場影福・百束持雄・大八木住仁宛書簡、九月一七日付前場影福宛書簡、九月一八日付百束持雄宛書簡、同日付大八木住仁宛書簡、九月一九日付前場影福・百束持雄・大八木住仁宛書簡、九月二一日付役部屋宛書面（「不敢似人 申達控」）。
- 65) 結局この時は、長行の熱意にも拘わらず出府は実現しなかった。本文でもこの後で言及するように、この騒動は最終的に、長行が翌年九月に家臣の鳥羽信徳を密使として江戸に派遣して長国や重臣と折衝させ、廢嫡論の首魁であった足立兵左衛門・岩崎源兵衛・吉倉唯一・青木呉平の排除に成功したことで収束したという（『小笠原壱岐守長行』七六～七七頁）。当時鳥羽に渡された口上書草稿には、「父上様極々真実之思召、是ハ第一根本に候間、能々可奉伺」「四人之者実情」「密書之事、是ハ手ニ入事ならハ一刻も早く取出し、極々内密ニ此方へ可差越也」などと記されている（「九月奎右衛門渡口上書草稿」〈「不敢似人 申達控」〉）。
- 66) これは、長行の江戸立出時に長国が書面で彼への協力を要請した人名と合致する。したがって彼らが基本的には長行の唐津での活動における側近（ないしは相談役）となったと見てよいだろう。もっとも高畠蕃綱の名前がないが、『小笠原壱岐守長行』によれば、これは彼がこの時用務につき出府中であったためという（五八頁）。
- 67) 「不敢似人 申達控」。これは一二日晩に認められて翌日出されたものであった。
- 68) 『小笠原壱岐守長行』七六頁。
- 69) 彼が義父の長国と極めて微妙な関係にあったことはすでに述べた。第一章参照。
- 70) 注 64 参照。
- 71) 同前。
- 72) 辞意は時に政治的駆け引きとして用いられることもあるので、解釈には慎重さが必要だが、少なくとも当初は長行が露骨な人事の断行を避けて、熟議による融和を試みていたことは間違いないと思われる。政治文化としての辞意や引籠りに関しては、拙稿「幕末政治と〈決断〉の制度化」（『ヒストリア』第二二三号、二〇一〇年）を参照。
- 73) 万延元年六月「幸右衛門答申達書」（「不敢似人 申達控」）。『小笠原壱岐守長行』七五～七六頁も参照。
- 74) 長行はこの中で、「旧弊を一洗せんには、第一に役々に携る者の賢愚を察し、黜陟をせずしては叶はぬ事也」と述べる一方で、「重立たる役人、旧勲之家柄之内才幹之者無之節は、輕輩よりも引上げ、品によりては他よりも抱入ねはならぬやうの勢にも及び候節は、家柄の者など兎角不心服ものにて、或は下より擢上げ、或は他より抱入候ても、心服和熟致候仕方如何」とも述べていた（注 33、四二～四三頁）。彼の問題把握

の的確さが窺える。

- 75) 注 47・58 参照。
- 76) この間の経緯はやや判然としない。前述のように対立勢力の排除に成功した以上、直ちに江戸に赴いて解決せねばならない喫緊の問題があったようには思えないからである。また、長国の帰国と入れ替わる意図があったとすれば、一年余の重複期間が説明できない。やはり長行には江戸への郷愁がある程度存在したのだろうか。現時点で筆者は、そもそも長行の唐津下向が江戸で一度挫折した要路登用運動の仕切り直しとしての意味をも含んでいたことを踏まえ、唐津での三年間の民政は一定の成果を挙げたものであったにせよ、長行は最終的には江戸で徳川政権の政務につきたい願望を抱いていたのではないかと考えている。
- 77) 拙著『明治維新と世界認識体系』（有志舎、二〇一〇年）、第四章を参照。
- 78) 同前、第三・五章を参照。また、拙稿「小笠原率兵上京再考—新出史料からみる関係者の認識と実態—」（『立命館史学』第二七号、二〇〇六年）も参照。
- 79) 文久四年正月二日付小笠原長光宛小笠原長行書簡（「不敢似人 書通」）。長行はこのなかで、「凡庸之徒猥ニ開き而は、却而差支出来候」とした上で、「十分ニ開き而も差支之出来ぬ様、能人心を適養致し置」ことに言及している。
- 80) 当該期の長行はこれまで、どちらかといえば末期徳川政権の時代錯誤的な強硬姿勢を象徴する人物として捉えられてきたように思われる。本稿はそれらの評価を全否定はしないが、同時に彼が見せていた「公議」に関わる取り組みを紹介することで、これらの問題を考える際の視角に一層の深みをもたせることを意図するものである。
- 81) 『小笠原老岐守長行』四二四頁。
- 82) 「不敢似人 公用文通二」（維新史料引継本、Ⅱ 頁 427-33）。
- 83) 慶応二年四月二日付在坂老中宛小笠原長行書簡（同前）。
- 84) イギリスの測量問題に絡んで、目付岩田半太郎と同新見正典が広島を訪れていた。
- 85) 慶応二年四月三日付在坂老中宛小笠原長行書簡（「不敢似人 公用文通二」）。
- 86) 「不敢似人 公用文通二」。
- 87) 慶応二年三月二日付在坂老中宛小笠原長行書簡・同年四月二日付同前書簡（同前）。
- 88) 「不敢似人 公用文通二」。なお衆議をまとめた別紙そのものは現時点では未見。
- 89) 同前。
- 90) 大坂城で、四月一四日を皮切りに、五月三日まで数回にわたって談判が行われた。
- 91) 慶応二年五月二九日付大久保利通宛西郷隆盛書簡（『大久保利通文書』一、マツノ書店、二〇〇五年復刻）、三七六～三七七・三八二頁。
- 92) 慶応二年四月二日付在坂老中宛書簡。書き留めそのものは現時点では未見。
- 93) 注 4 参照。
- 94) 『小笠原老岐守長行』五三四頁。
- 95) 「慶応四辰年 持上り 風聞書 從正月至二月」（内藤家文書 151,2-1、明治大学博物館

所蔵、以下本史料は「風聞書」と略記する)。

- 96) 「黙斎隨筆」(『旧幕府』四、マツノ書店、二〇〇三年復刻)、七〇頁。これは明治期の回顧談に息子の隆正が註を付したのだが、行論で後述するようにおおむね信憑性に問題はないと判断した。ただ、役職等に関しては諸史料により適宜校訂を施した。
- 97) 同前。
- 98) 慶応四年二月四日付延岡藩江戸探索方(カ)報告書(長崎宛)(「風聞書」)。
- 99) 当時開成所教授方並であった杉亨二も、一九〇〇年の時点で当時の状況を振り返って、「アナタ方御承知か知らぬが、明治元年一月初旬頃の騒ぎは一方ならぬ騒ぎで、城の大手の門を打開き、昼夜誰となく彼となく往つて建白し、議論すると云ふ大騒動の世の中と変し、人気の立つたこと非常で、血眼になりて騒ぎました」と述べている(『旧幕府』四―一〇、マツノ書店、二〇〇三年復刻、六〇〜六一頁)。
- 100) 「黙斎隨筆」、七〇頁。
- 101) 以上、同前、七一頁。
- 102) 同前、七三頁。
- 103) 注 98 に同じ。
- 104) 家近良樹氏は、勝や大久保らの抜擢を、全国政権としての徳川家を職制の上でも一大名へと改変する動きの一つとして、(譜代大名からなる)老中職の廃止と対にして捉えている(同『徳川慶喜』、二四二〜二四三頁)。重要かつ示唆的な指摘であるが、本稿では、長行が正月二四日の老中罷免後も「国内御用取扱」を命じられ、開成所教授(津田真道)から目付への抜擢も見られること、また本文で引用したような当時の江戸の雰囲気重視して、正月下旬に旧徳川政権内で今後の方針をめぐってかなりのせめぎ合いが生じ、その過程で衆議の主流は押さえ込まれていったという見解をとる。
- 105) この時の役職は、正月二三日に老中から転じた「国内御用取扱」である。
- 106) この構造は、基本的には維新政権の「公議」にも共通していた(前掲拙稿「近代国家形成期における意思決定の位相と『公議』」)。現時点で筆者は、この「一致」は幕末と維新时期、および徳川政権と「維新の変革主体」といった差異を貫く、明治維新の「公議」に通底した基幹概念の一つであったと考えている。
- 107) 高鍋秋月家の秋月種樹は、長行と同様世子の立場で若年寄に登り、維新政権の公議所では副議長を務めるなど当該期の「公議」の展開における中心人物の一人であったが、彼を要路に推薦したのは長行であった。二人には、学問好きを周囲から評価されて近世社会の慣習を打ち破っていったという共通点があり、実際に「日記」「手記」を見ていても、両者の親密な関係を窺わせる記述が散見する。注 24 も参照。